

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1 期 日 令和6年6月18日（火）

2 会 場 全員協議会室

3 開会時刻 午前10時11分

4 閉会時刻 午前10時43分

5 出席者	委員長	松浦昌巳	副委員長	松本 均
	委員	草賀章吉	委員	山本行男
	〃	二村禮一	〃	窪野愛子
	〃	寺田幸弘	〃	勝川志保子
	〃	鈴木久裕	〃	富田まゆみ
	〃	藤原正光	〃	藤澤恭子
	〃	嶺岡慎悟	〃	大井 正
	〃	橋本勝弘	〃	安田 彰
	〃	石川紀子	〃	山田浩司
	〃	高橋篤仁	〃	鷺山記世
事務局 議事調査係		平川陽		

6 協議事項

- (1) 分科会設置について
- (2) 議案送付について

7 審査事項

議案番号	議案名	部	課
議案第65号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度掛川市一般会計補正予算（第1号））	総務部	行政課
議案第66号	専決処分の承認を求めることについて（掛川市税条例の一部改正）		市税課
議案第67号	専決処分の承認を求めることについて（掛川市都市計画税条例の一部改正）		資産税課

8 会議の概要 別添のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和6年6月18日

市議会議長 山本裕三様

予算決算委員会委員長 松浦昌巳

議 事

午前 10 時 11 分 開議

○委員長（松浦昌巳） それでは、皆さん、改めましてこんにちは。

一般質問終了後、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

会議に入る前に諸般の報告として 1 点報告を申し上げます。

発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願いいたします。

また、質疑においては、説明を求める場合、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いし、一問一答方式でお願いします。議案に関係のない質疑や意見は控えていただきますようお願いいたします。

また、傍聴の申出がありましたので、報告いたします。

それでは、2 の協議事項、(1) 分科会設置についてに入ります。

今定例会において、本委員会へ付託された議案を審査するに当たり、予算決算委員会理事会で協議された分科会設置について提案いたします。

分科会は、総務分科会、文教厚生分科会、環境産業分科会の 3 つの分科会を設置します。

各分科会の正副主査は、本委員会運営要領、第 3 条第 1 項第 1 号の規定により、総務委員会、文教厚生委員会、環境産業委員会の正副委員長とします。

また、各分科会委員は、同じく第 3 条第 1 項第 2 号の規定により、総務委員会、文教厚生委員会及び環境産業委員会の各委員を充てることを提案いたします。

このことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 御異議なしと認め、提案のとおりと決定しました。

次に、(2) 議案送付についてに入ります。

今定例会におきまして、本日、当委員会に付託されました議案は、議案第 53 号、令和 6 年度掛川市一般会計補正予算（第 2 号）についてをはじめ 8 件であります。

議案は、予算決算委員会理事会の決定により、配付した予算決算委員会議案送付先（案）のとおり、各分科会へ送付し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

それでは、分科会の審査は、本委員会終了後から配付した令和 6 年 6 月市議会定例会予算決算委員会日程のとおり実施するようお願いいたします。

なお、補足質疑は各分科会終了後、口頭で届出の上、翌日 1 時を締切りとしますので、御承知おきください。

1 点報告いたします。当局から本日の委員会及び各分科会の説明資料の配付について申出があり、許可いたしましたので、サイドボックスに掲載しております。

なお、分科会の説明資料は、本委員会終了後、各分科会のフォルダへ移動しますので、御承知おきください。

続きまして、3 の審査事項に入ります。

議案第 65 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度掛川市一般会計補正予算（第 1 号））を議題といたします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

〔行政課説明〕

○委員長（松浦昌巳） 行政課の説明が終わりました。

ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 単費で買わなきゃいけなくなった 350 万円、これは具体的にどんなものがありますか。

○委員長（松浦昌巳） 稲垣課長。

○行政課長（稲垣琢也） 今回開票で使いました投票用紙の計数機、これを 10 台購入いたしました。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） これは県費からの対象外になっちゃうということなんですね。

○委員長（松浦昌巳） 稲垣行政課長。

○行政課長（稲垣琢也） 選挙の種類が国政選挙でいくと、例えば参議院が選挙区・比例、それから衆議院が小選挙区・比例、国民審査、それから、県の選挙が県知事選挙と県議会議員選挙、市の選挙が市長選挙、市議会議員選挙と全部で 9 種類ありまして、そのうち県政選挙が 2 つあるものですから、9 分の 2 は県が負担しまして、それ以外の選挙でも機器なので使えますので、それは市のほうで持ちなさいと、そういう指示というか基準がございました。

以上です。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） なるほど。450掛ける9分の7だから350万円。

○行政課長（稲垣琢也） そうです。

○委員（鈴木久裕） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（松浦昌巳） そのほか御質問ありますか。

よろしいでしょうか。

富田委員。

○委員（富田まゆみ） すみません、計数機ってどういうものでしょうか。

○委員長（松浦昌巳） 稲垣行政課長。

○行政課長（稲垣琢也） 点検が終わった投票用紙を100票束にするんですけれども、数える機械になります。

○委員長（松浦昌巳） そのほか御質問ございますか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） よろしいですか。

以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。意見のある方はお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） よろしいですか。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第65号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度掛川市一般会計補正予算（第1号））について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第65号につきましては全会一致にて承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案66号、専決処分の承認を求めることについて（掛川市税条例の一部改正）を議題といたします。

それでは、市税課の説明をお願いします。

鈴木市税課長。

〔市税課説明〕

○委員長（松浦昌巳） 市税課の説明は終わりました。

ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） すみません、非常に何か難しい細かな内容で、会派説明していただいたときよりは分かるようになってはいるんですが、相当面倒くさいことをやろうとしているわけですよね。これをやるに当たっての市税課の業務というか、その負担というのはかなりのものじゃないかと思うんですが、どうなのでしょう。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里） 市税課で、今回の条例改正については定額減税のことですので、通常の住民税の課税を行っているところに定額減税という減税の措置を 1つ加えるような形になります。ちょっとその点は今までより事務の負担がかかっております。特に今回この定額減税の対象から外れる方ですね、国外の居住者とか扶養 1人につきということで、16歳未満の扶養親族とか税に関係ない方たちの重複の扶養がないような調査とか、そういった課税の正確性をより早く求められたことによって、ちょっとその点の事務負担は増加となったと思っております。

○委員長（松浦昌巳） そのほか質疑ございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 最初の職権による減免を可能とする規定、これはある意味に非常にありがたいかなとは思いますが、実際の場において市から申請がなくてもいいですよとどうやってやってあげるんですかね。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里） 今回この追加となった減免の規定ですが、能登半島地震を踏まえて、国のほうから指示がありまして、災害のときを想定しているものです。市が罹災証明を発行しておりますので、その状況を見てこの適用をしていくつもりで考えております。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） じゃ、罹災証明のコピーなりが流れてきて、それに基づいて減額する、そういう流れを想定すればいいですか。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里） そのような形で考えております。

○委員長（松浦昌巳） そのほか質問ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） ちょっと飛びますが、最後の企業主導型保育事業で、最初は平成29年から令和 6年までというので、5年間ということで、途中で廃止にされちゃうというか、減免全部課税標準 2分の 1にしてもらう期間がまだあったけれども、途中で打ち切られちゃうよと、そういうところもあるんですかね。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里） 申請があった 5年間は適用がされます。

○委員（鈴木久裕） もう既に申請をしたなりした人は一応保全されるということの解釈でよろしいですか。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里） 既にこの期間に事業を行ったところで申請があったところは特例が適用されて、新たにこの該当するものは申請を受け付けないという、該当するものがないと思われますので、そういった新たな申請はないということです。

○委員長（松浦昌巳） そのほか質疑ございますか。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 説明の資料で言うと 1ページ目のその他のところに関わるかもしれませんが、こんな事例もあるということで、皆さんに聞いていただきたいところもあります。私の場合、子供が扶養にはなっているんですけども、確定申告上は今、扶養控除はいろいろ十何年前からなくなっているの、面倒くさいから確定申告に子供の扶養入れてないんですよ。そうしたら、今回の定額減税の対象外になっちゃったのでということで、先週市税課のほうに行って書面書いて扶養の手続をしたんですけども、確定申告で子供を入れてないという方って多分結構いるんじゃないかなと思うんですけども、サラリーマンの方は会社が多分いろいろやってくれるから大丈夫だと思いますが、個人事業主だったりとか自営の方々って多分そういう方は結構いらっちゃって、その方々が本当に 1万円もらえないとかという可能性があるかと思いますが、そこら辺のフォローをしっかりとっていただきたいなというふうに、できるところで例えばちょっと窓口でお話ししましたけれども、子供の扶養のやつとリンクとかをすれば、ある程度分かるところもあるかと思うので、何かそこら辺とかのフォローができないかなと思うんですが、そのあたりちょっとどういう御検討をしているかをお願いします。

○委員長（松浦昌巳） 鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里） 今回税金に関係がない16歳未満の扶養親族の方が漏れている方がもしか

したらいるかもしれないということで、納税通知書には定額減税の額とか書いてありますので、まず納税者の皆さんにはその金額が正しく扶養の数が入っているかというのを確認していただきたいとは思いますが。また、市としては、そのような方に住民税の申告をしていただければ、そのところの定額減税が反映されますので、そういったところのホームページ等の周知や、今おっしゃられたような子供の関係のところのホームページとの連携とかを図りながら、そういう方に対して対応できるようにしていきたいと考えております。

○委員長（松浦昌巳） そのほか質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。意見のある方はお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） やっぱりこの定額減税のやろうとする、たった 1回のこれに何かいろんなもの、本当に今扶養のという話がありましたけれども、複雑怪奇になってしまって、市民にも分かりにくいこういうことをやるということ自体がやっぱり本当に何なのという感じがします。これをやるに当たってのいろんな雑務だとかシステムの改修であるとか、いろんなことが出てきちゃうわけですね。1回こっきりの減税になっていくわけじゃないですか。これが減税だというふうに言うのは本当にいかななものかなという。減税するなというわけにもいかないの、反対をしたらというあれはできないんだけど、でも、ちょっとこれは自治体への負担も増えているし、市民が分かりにくいものになっているという点で本当に賛成できないなというふうに意見として思います。

もう 1点は、企業主導型保育の件がよく分からなかったもので、聞きに行ったりもしているんだけど、本当にいいように保育行政が変わっているという、企業にやってもらえばいいんだと。待機児童は企業主導型保育で解決するんだと言ってみたと思ったら、待機児童も減ってきたら、もう御用済みだよみたいな扱いをしていくという、何かどうも本当に釈然としないなと。優遇するから建てろと言ってみたり、何かもうあなたたちの役目は終わったよみたいな感じになったよとかというのが非常に何か情けないなというふうに思いました。意見です。

○委員長（松浦昌巳） そうですね。今の専決とはちょっとまた違う話になりましたけれども、今の勝川委員の意見に対して、また御意見のある方はいらっしゃいますか。

窪野委員。

○委員（窪野愛子） 勝川委員のおっしゃることは分かるところもあるんですけども、今回これは国からの指示というか、それで肅々と担当課がこうして今日御報告いただきましたので、私はそういうことを思って、本当に大変でしたということを申し添えながら賛成したいと思います。

○委員長（松浦昌巳） そのほか、窪野委員、勝川委員の意見に対して、またその他の意見でも構いませんので、討議ですので、よろしいですか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第66号、専決処分の承認を求めることについて（掛川市税条例の一部改正）について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第66号につきましては全会一致にて承認すべきものと決定いたしました。

それでは、議案第67号、専決処分の承認を求めることについて（掛川市都市計画税条例の一部改正）を議題といたします。

それでは、資産税課の説明をお願いします。

榛葉資産税課長。

〔資産税課説明〕

○委員長（松浦昌巳） 資産税課の説明は終わりました。

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 単に表現の問題なんですけれども、説明資料の最初のほうのページで、新設の第18項については、附則第25号の3の規定を適用しないこととしたということは、みなし方式を採用することとしたということなわけですね。なので、そういう表現にしてもらったほうが分かりやすい。

○委員長（松浦昌巳） 榛葉資産税課長。

○資産税課長（榛葉浩介） 実は原則としては平均負担水準方式を採用するということになっているんですが、それを採用しないということで、言い方としてはちょっとこのような形、みなし方式

を採用するに当たって、こういった言い回しになっているということで御理解いただければと思います。

○委員長（松浦昌巳） よろしいでしょうか。

そのほか質疑はございますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） さっき聞くの忘れたけれども、これも全国一律なので、うちがどうのこうのという話じゃないということですか。

○委員長（松浦昌巳） 榛葉資産税課長。

○資産税課長（榛葉浩介） はい、そのとおりです。

○委員長（松浦昌巳） よろしいですか。

それでは、以上で質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。意見のある方はお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 先ほどの議案でも言った企業主導型保育のことなんですが、これも分からなかったのて聞いたんですけれども、やっぱり令和 4年から新規の募集自体を国が行っていない企業主導型保育で、私たちが議員になったときというのは本当に企業主導型の保育でやってもらうんだ。それでないと待機児童は解消できないんだと本当にがんがん言っていたんだけれども、何かいつの間にかこういうふうにはぽっとそれはもう要らないです。税金も安くしますからつくってねと言ったのに、もうだから税金もそのまま要らないから、もうつくらなくていいし、そういう減税の分を外しますよというふうに言っているんだなというのが非常にショックでした。何かこういうやり方なんだなと。ちょっと議案の審査にはあれなんだけれども、引っかかったので、調べさせてもらって、そういうことが分かって、皆さんに知っててもらいたいなと思っています。

○委員長（松浦昌巳） 勝川委員の意見に対して、意見のある方、またそのほかの意見でも構いませんので、いかがでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） ころころというか、短期間で変わるというのに違和感というのはあるかもしれませんが、国って税による政策誘導というのは結構やっていて、例えば租税特別措置法なんかはほとんど税の優遇とか、それから課税負担によっていろんな状態に誘導していくというやつですね。だから、それはそれで結構ある話だけれども、変わり身が早かったということで理解をさせていただきました。

○委員長（松浦昌巳） そのほか御意見ある方ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） よろしいですか。

それでは、討論はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第67号、専決処分の承認を求めることについて（掛川市都市計画税条例の一部改正）について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第67号につきましては全会一致にて承認すべきものと決定いたしました。

以上で予算決算委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。